

## 市町村と県による協働電子図書館事業 利用者 ID 交付等にかかる取扱いの特例について

市町村と県による協働電子図書館事業（デジとしょ信州）の一層の推進を図るため、「市町村と県による協働電子図書館の利用に関する要綱（以下「要綱」という。）」第 15 条の規定に基づき、以下のとおり取り扱うこととする

### （第 3 条関係）

- 1 要綱第 3 条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、図書館の利用者カードの交付を受けることなく、利用者 ID の交付を受けることができることとする。
  - (1) 長野県内の学校等において当該施設の長を通じた利用申込により図書館の利用者カードを用いない場合
  - (2) 自治体の図書館が利用者カードを発行していない場合
- 2 「学校等」とは、教育基本法第 1 条に規定するもの及び学校に準ずる教育機関をいう。

### （第 4 条関係）

- 3 要綱第 4 条の規定にかかわらず、前記 1 の(1)に該当する場合は、学校等が設置されている自治体の図書館との協議により申請先を決定することができる。

### （第 5 条関係）

- 4 学校等を通じた利用申込による場合の利用者 ID の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 利用者 ID のコード体系について、要綱第 5 条第 3 項第 1 号の規定中、「利用者カードに記載されている番号」の箇所は、市町村内で重複しない数字、英字、又は記号からなる任意の文字列もしくは学校図書館が発行する利用カード番号とする。
  - (2) 図書館の利用者カードを用いて交付する場合との判別を容易にするため、原則として前記(1)の番号の前に「S」を付与するものとする。
- 5 図書館が利用者カードを発行しない場合の利用者 ID の取扱いについては、要綱第 5 条第 3 項第 1 号によるものとする。

### （第 11 条関係）

- 6 学校等を通じた利用申込による利用者 ID については、学校等に在籍する児童生徒が当該施設から卒業または転校した場合は、該当する利用者 ID を抹消することとする。